（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第二条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　［略］ ２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］ 四　一般第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、特定のパケットを識別する機能を提供するものをいう。 ［五～八　略］ 九　ＳＩＰサーバ　電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（以下「制御等設備」という。）であって、一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。 九の二　セッションボーダコントローラ　制御等設備であって、ＳＩＰサーバと連携して、事業者の網内で流通するＳＩＰ信号を終端し、事業者と他の電気通信事業者の網間で流通可能なＳＩＰ信号に変換する機能を有するものをいう。 九の三　ＥＮＵＭサーバ　制御等設備であって、ＳＩＰサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能を有するものをいう。 九の四　ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ　制御等設備であって、入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してアイ・ピー・アドレスを出力する機能を有するもの（専らＩＰ電話の提供の用に供されるものに限る。）をいう。 ［十～十五　略］ （法定機能の区分、内容及び対象設備等） **第四条**　法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。	（用語） **第二条**　［同上］ ２　［同上］ ［一～三　同上］ 四　一般第一種指定収容ルータ　第一種指定端末系交換等設備に該当するルータであって、ＳＩＰサーバと連携してセッション制御の機能を提供するものをいう。 ［五～八　同上］ 九　ＩＰ電話　インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の役務をいう。 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［十～十五　同上］ （法定機能の区分、内容及び対象設備等） **第四条**　［同上］

機能の区分	内容	対象設備
［略］		
六の三　イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及びルータ並びに伝送路設備により通信路の設定及びイーサネットのフレームの伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及びルータ並びに当該イーサネットスイッチ又は当該ルータに係る伝送路設備

機能の区分	内容	対象設備
［同上］		
六の三　イーサネットフレーム伝送機能	イーサネットスイッチ及び伝送路設備により通信路の設定及び伝送を行う機能	イーサネットスイッチ及び当該イーサネットスイッチに係る伝送路設備